ムーぶん

🔵 素敵なパートナーになるために 🔵



平成17(2005)年2月

特集 人生の中で出会うジェンダー



みなさんは「ジェンダー」ということばを知っていますか。

生物学的な性別とは違い、「ジェンダー」は社会的・文化的につくられた性差のことをいいます。

例えば「女の子なんだから、 あとなしくしなさい」「男の子のくせに、 めそめそしない」など、子どもに向かって何気なく大人が注意する時、それらの言葉の裏には「女は控えめにすべき」「男は辛くても我慢するもの」というつくられた性差の影響が隠れています。

しかし、私たちは一人ひとりが様々な個性や能力をもっています。そして、それは性別で分けられるものではありません。

みなさんも「ジェンダー」にとらわれない考え方をしてみませんか。

特集

人生の中で出会うジェンダー

前回の『いーぶん』第8号でご紹介した様々な言い分(ご意見)の中には、男女共同参画社会を 実現する上で、もう一度考えてみたい問題や意見が含まれていました。

今回は、その一部を例として、人生の流れに沿って考えてみましょう。 性別にかかわらず、EVEN(平等)となるためには、どうしたらいいのでしょうか。



O歳

★男の子は「跡取り」だから喜ぶの?

新しく誕生してきた赤ちゃんは、男女に関係なく、大事な家族の一員。「男の子だ! 跡取り誕生!」なんて喜んでいると「じゃあ女の子はどうなるの?」「古い考え方なんだから…」と周囲の人から思われてしまうかも。

★廿の子だから、食事の後片付けを お手伝いするの?

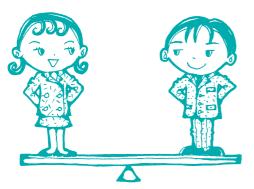
女の子だけに家事の手伝いを限定しては、性別による役割分担意識を助長することになってしまいます。つまり、暗に「男の子は手伝わなくていい」と言っていることになります。

子どもは大人の言動を手本にしています。家族みんなで一緒に片付けをしては どうでしょうか。





★ は性社員が羨ましい。男だけ毎日 残業だよ。



★共働き、家の中では片働き。

女性でも、男性でも、家庭生活と社会生活 を上手く両立したいと考えるのは同じだと 思います。それは、共働き世帯でも、専業主 婦の世帯でも一緒です。

家事や子育てをする責任や楽しみを家族 で担うことが大切ではないでしょうか。 20歳

男女雇用機会均等法では、女性のみを 対象とした取り扱いや女性を優遇する取 り扱いについて、(事実上の格差を是正す ることを目的として行う措置を除き)原 則禁止しています。

逆に、「同じ仕事をしていても、女性の 方が給料が安い」と言われることもあり ますが、それについても、労働基準法で、 女性であることを理由とした男性との賃 金の差別的取扱いが禁止されています。





★夫の両親の介護は書の私の役割?

少子・高齢社会の中で、介護は大きな 問題になってきています。

誰か一人の役割ではなく、家族や地域など、介護を必要としている人の身近にいる全員で協力して取り組むべき事柄ではないでしょうか。



★お嫁さんが来たから、家事はこれからすべてお任せ!

「嫁(息子の妻)が家事を全部やる」ということを当然と考えている家庭は、まだまだ多いかもしれません。

しかし、本当に、誰か一人だけに家事すべてを任せてしまっていいのでしょうか。 このことについて、家族みんなの考え 方はどうなのでしょう。

もし、仮に自分の娘が結婚して「家事を 全部押し付けられて困っている」と相談 してきたら、あなたはどう思いますか。 40歳



★やっぱり男が、経済的に家族を 支えるべき?

一家の大黒柱として経済的な期待を背負っていることが多い中高年男性ですが、 実はその世代の男性を中心に自殺が増えています。

「経済・生活問題」を理由に自殺した9割以上が男性です。

「男は弱音を吐くものではない」とジェンダーにとらわれていることも原因の一つではないでしょうか。

60歳

50歳



私たちの周囲にある様々な「ジェンダー」に、あなたも出会ったことがあったのではないでしょうか。 「ジェンダー」は、その人自身の個性や能力ではなく、性別の枠で個人をとらえてしまいます。 男女共同参画社会*を実現するためにも、身近にある「ジェンダー」に対し、敏感な視点を持ちましょう。

70歳

*男女共同参画社会:女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を発揮することができる社会

この言葉、知っていますから 男女共同参画キークー人

Domestic violence

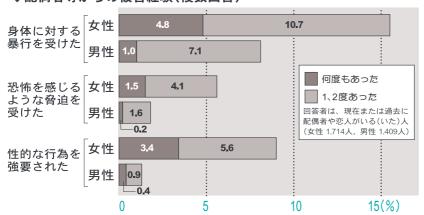
ドメスティック・バイオレンス

一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある(またはあった)男性が女性に対して用いる身体的心理的暴力」のことを指します。単に殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、存在や要望を理由なく無視する、家族や友人と付き合うことなどを制限するなどの心理的に苦痛を与えることも含まれます。

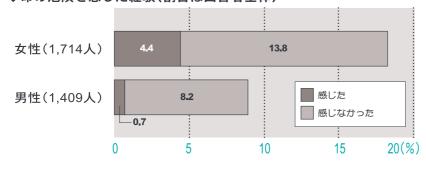
「DVなんて、特別な人の話でしょ」と思いますか?

<被害の現状>

◆配偶者等からの被害経験(複数回答)



◆命の危険を感じた経験(割合は回答者全体)



「配偶者等からの暴力に関する調査 (平成14年度・内閣府)」では、これまで に配偶者や恋人から身体に対する暴力を受けたことがある女性は15.5%、 恐怖を感じるような脅迫を受けたこと がある女性は5.6%、嫌がっているのに 性的な行為を強要されたことがある女 性は9.0%で、これらの行為のいずれか 又はいくつかを一度でも受けた事がある女性は5人に1人に上ることが明ら かになっています。

また、女性の約20人に1人(4.4%)が配偶者等からの暴力によって、命の危険を感じています。

配偶者暴力防止法(平成13年4月制定)では、これまで「犯罪とまでは認識されていなかった」夫婦間の暴力が犯罪として規定されました。

平成16年12月には、保護命令の対象を子どもや離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2週間から2ヶ月に延長するなど改正が行われています。

【広告】



編集協力者/岡西 美子、横井 秀子、吉田 和江、 伊藤 孝司、岩田 宏美

編集・イラスト協力者/後藤 明美

編集•発行/一宮市企画部企画政策課

〒491-8501 一宮市本町2-5-6

TEL 0586-73-9111(内線 2113)

TEL U580-73-9111(内線

FAX 0586-73-8034

eメールアドレス kikakuseisaku@city.ichinomiya.lg.jp ホームページアドレス http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/

*企画政策課のホームページでは、『いーぶん』の バックナンバーがご覧いただけます。